

ウォーターニュースあまがさき

第20号 / 平成15年8月

発行: 尼崎市水道局

〒660-0051 尼崎市東七松町2丁目4-16 TEL:06(6489)7402
ホームページ <http://www.suidou.amagasaki.hyogo.jp>

ちょっと待って!! その人は本当に 水道局の職員ですか?

～悪質な訪問販売業者によるトラブルが多発しています～

「水道局のほうから来ました。」「水質検査に来ました。」などと、あたかも水道局の関係者が来訪したかのように思い込ませ、強引に浄水器などを売りつける悪質な訪問販売によるトラブルが続出しています。浄水器に関するトラブルだけでも平成14年度は前年度の2倍になっています。特にお年寄りを狙ったケースが目立っています。十分ご注意ください!!

水質検査をさせていただきます編

水道局職員を装い
来訪



家の中に入り込み、水道水に薬品を入れる



浄水器を付けないと水道水が使えないかのように説明し取付ける



浄水器のレンタル料金が水道料金に含まれるかのようなウソをつく。

後日別の担当者がやって来て...



長期間の契約を断ると一括払いや分割払いで高額な請求をせまる。

洗浄しとかないと編

水道管の洗浄をおこなうと言って来訪



不審に思い水道局と関係があるか確認すると...豹変!!



強引に洗浄作業を開始してしまう



仕方がないのでお金を支払う。



その他にもこんな手口があります

「地域一帯のじゃ口の取替えをしている。」「付近で水道工をしているので、各家庭の水道の切替工事をしている。」と水道局が工事しているかのような印象を与えて家に上がり込む。この場合、なかば強引に上がり込むこともある。

例えば「水道施設課から来た」と言って水道局の職員であるかのように思わせる。また、写真入りの身分証明証を胸にぶらさげて、信用できる者であるかのような印象を与える。(水道局に水道施設課はありません。)

「浄水器のアンケートに答えて欲しい。」「浄水器のモニターになって欲しい。」と言って近づくことがある。

横浜市では、6月5日に2人組の男が「水道局の者だが、メーター調査に来た。」と言って家に上がり込み、現金を窃盗するという事件が3件発生。手口は、犯人のうち一人が家人を外のメーターのところに連れ出し説明をおこなっている間に、もう一人が隙を見て、現金を盗むというもの。こうしたケースは横浜市以外でも起きている。

↓ こんなトラブルにあわないように、裏面もお読みください。 ↓

～ 訪問販売のトラブルにあわないために～

水道局が浄水器や活水器などの物品の販売やレンタル、また、給水管の洗浄をすることは絶対にありません。

浄水器や活水器を使用されるかどうかは、お客様の選択ですが、尼崎市の水道水は、オゾンと活性炭を用いた高度浄水処理という最新の浄水処理方法によりつくられており、安心してご使用いただけます。

また、給水管洗浄についてもお客様の選択ですが、水道局では必要ないと考えています。濁り水が出るようなことがあれば、水道局にご連絡ください。

販売訪問業者による水質検査にだまされないでください。

水道水に薬品を入れ、水を黄色やピンク色に変色させるのは、訪問販売業者がしばしば使う手口です。水道水に含まれている塩素と、訪問販売業者が入れる薬品が反応するため色は変わります。しかし、これは水道水が適正に滅菌処理されている証拠で、心配する必要は全くありません。水道水に含まれる塩素は、病原菌を殺菌するため水道法という法律により、水道水1あたり0.1mg以上を含むよう義務づけられています。平成8年に病原性大腸菌O-157が猛威をふるったとき、「水道水は塩素滅菌されているから安全である。」と言われたのは記憶に新しいところです。このように塩素は、伝染病を予防するという重要な役割を果たしており、水道水にとっては必要不可欠なものです。



お客様からのご依頼なしで、水道局が設備の点検・修繕・工事や水質検査に伺うことは基本的にありません。

ただし、下表の場合は、ご依頼なしで水道局の職員、水道局の業務受託業者等がお伺いします。その際には、必ず職員証、水道メーター取替等業務従事者証などを提示しますので、水道局の関係者であることをご確認ください。また、必要と思われた場合は、名刺を請求してください。

また、このケースでお伺いするときは、**一切お金をいただくことはありません。**

訪問業務	業務内容	訪問者	事前連絡等
水道メーターの取替え	法律により8年以内に1回の取替えが義務づけられているメーターの取替えをします。	業務受託業者	事前連絡はしません。(水道メーター取替等業務従事者証を提示します。)
高齢者世帯の水道診断	65歳以上で一人で住まいの方等を訪問し、漏水調査、パッキンの取替え等をします。	水道局職員	訪問の2週間前あたりにハガキでご通知します(前もって診断不要の電話連絡をいただきますと訪問しません。)
給水管のつなぎ替え工事	水道局の配水管の取替え等の際に、ご家庭の給水管のつなぎ替え工事等をします。	工事請負業者	事前に「水道工事のお知らせ」ピラをお配りし、工事の説明をします(ピラの配布だけの場合もあります。)(業者の社員証を提示します。)
水質検査のための採水	水質検査のために水道水をいただきに上がります。	水道局職員	事前連絡はしません(家屋内に入ることはありません。屋外のじゃ口から水をとらせていただきます。)



不審に思ったときや、困ったときは!

訪問者が不審な場合は、いったん断って水道局に確認を!

----- (TEL 水道局総務課 6489 - 7402)

訪問者が強引に家に上がろうとしたり、

居座ったりした場合は、直ぐに警察署にお電話を!

訪問販売による契約の

トラブルなどの相談は、消費生活センターへ!

----- (TEL 6438 - 0999)

ごそんじですか
"クーリング・オフ制度"
訪問販売による契約を
解除できます。

訪問販売で、皆様が申し込みや契約をした水道に関する下記の取引は、クーリング・オフ制度により無条件で撤回や解約できます。

浄水器などの販売やレンタル
給水設備の洗浄・修繕・改良

【ご注意】

クーリング・オフについての記載のある契約書面を受け取った日から8日以内に相手方に通知するなどの条件がありますので、速やかに「消費生活センター」にご相談ください。

クーリング・オフ制度のほか、業者の勧誘内容や方法に問題があった、勘違いや困った末に契約した場合は、「消費者契約法」により取消し等ができます。詳しくは、「消費生活センター」へ。

自信をもってお届けします"尼崎の水道" 平成14年度の水質実績

【水質基準表(46項目)】 単位:mg/ (一般細菌、pH値を除く)

項目	国の水質基準	じゃ口の水道水(平成14年度平均値)
細菌	一般細菌 100/m以下	0
	大腸菌群 検出されないこと	不検出
無機物質・重金属類	カドミウム 0.01以下	0.001 未満
	水銀 0.0005以下	0.00005 未満
	セレン 0.01以下	0.001 未満
	鉛 0.05以下	0.001 未満
	ヒ素 0.01以下	0.001 未満
	六価クロム 0.05以下	0.005 未満
	シアン 0.01以下	0.002 未満
	硝酸・亜硝酸性窒素 10以下	1.37
	フッ素 0.8以下	0.08 未満
	四塩化炭素 0.002以下	0.0002 未満
一般有機化学物質	1,2-ジクロロエタン 0.004以下	0.0004 未満
	1,1-ジクロロエチレン 0.02以下	0.002 未満
	ジクロロメタン 0.02以下	0.002 未満
	シス-1,2-ジクロロエチレン 0.04以下	0.004 未満
	1,1,2-トリクロロエチレン 0.01以下	0.001 未満
	1,1,2-トリクロロエタン 0.006以下	0.0006 未満
	トリクロロエチレン 0.03以下	0.003 未満
	ベンゼン 0.01以下	0.001 未満

項目	国の水質基準	じゃ口の水道水(平成14年度平均値)
消毒副生成物	クロロホルム 0.06以下	0.003
	ジブロモクロロメタン 0.1以下	0.004
	ブロモジクロロメタン 0.03以下	0.004
	ブロモホルム 0.09以下	0.001 未満
	総トリハロメタン 0.1以下	0.012
農薬	1,3-ジクロロプロペン 0.002以下	0.0002 未満
	シマジン 0.003以下	0.0003 未満
	チウラム 0.006以下	0.0006 未満
	チオベンカルブ 0.02以下	0.002 未満
	亜鉛 1.0以下	0.1 未満
色	鉄 0.3以下	0.03 未満
	銅 1.0以下	0.1 未満
味	ナトリウム 200以下	20.4
色	マンガン 0.05以下	0.001 未満
	塩素イオン 200以下	17.6
味	カルシウム・マグネシウム等(硬度) 300以下	46
	蒸発残留物 500以下	117
発泡	陰イオン界面活性剤 0.2以下	0.05 未満
	1,1,1-トリクロロエタン 0.3以下	0.03 未満
におい	フェノール類 0.005以下	0.005 未満
	有機物等 10以下	0.9
基礎的性状	pH値 5.8~8.6	7.50
	味 異常でないこと	異常なし
	臭気 異常でないこと	異常なし
	色度 5度以下	1度
	濁度 2度以下	0.01度 未満